

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
水環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

ジクロロメゾチアズ、シペルメトリン、チオベンカルブ（ベンチオカーブ）、チフルザミド

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和5年3月28日（火）～ 令和5年4月26日（水）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2通
- ・郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 4件

(3) 提出された御意見と御意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>チオベンカルブについてのコメントです。</p> <p>水域の生活環境動植物において、「農薬登録情報提供システムによれば、〇〇剤があり、適用農作物は〇〇がある。」とありますが、再評価にあたっては、全ての製剤・作物が申請されるわけではないので、同システムに基づいてPECを計算したとすることは不適切と思われる。申請内容に基づいてPECを計算したことが分かるよう、「〇〇が再評価申請されている」等とすべきではないでしょうか。</p> <p>また、過去に試験成績を掲載していた文献データで、基準値の設定に利用しなかったもののリストが示されていますが、不採用とした理由の記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>「農薬登録情報提供システム (https://pesticide.maff.go.jp/)によれば、」の記載については、御意見を踏まえ、「再評価にあたり提出された資料によれば、」に修正します。</p> <p>初回評価時の評価書に掲載していた試験成績のうち今回リストに示したデータは、「同一種の試験であって、より毒性値が低い試験成績が存在する」ことから登録基準値の設定に使用しなかったデータであり、評価書に記載されている他の試験成績とリストに記載されている試験成績から十分理解できるものと考えていますので、リストに理由を記載する必要はないと考えています。</p>

<p>2</p>	<p>鳥類の昆虫食シナリオで水田適用で記載している使用法は、非水田扱いではないのでしょうか。(水域評価では非水田 PEC が計算されているように見えます)</p> <p>また、単位に「mg/ day・kg 体重」を用いていますが、環境省の非食用専用 ADI 評価書で用いられている、「mg/kg 体重/day」を用いて統一させてはどうでしょうか。</p>	<p>水域生活環境動植物の評価では、環境中予測濃度として水中の農薬濃度を算定することから、水系作物への適用がある場合であっても、入水する時期によって水田と非水田を区別しています。</p> <p>一方で、鳥類影響評価における昆虫単一食シナリオは、農薬に直接暴露した昆虫を鳥類が捕食することを想定し、森林区域を除く平地面積に占める水田の割合を用いて計算していますが、田面水中の農薬濃度は考慮していません。従って、鳥類影響評価における昆虫単一食シナリオでは、入水時期に関わらず、使用場所によって算定方法が決まるものと考えています。</p> <p>なお、予測ばく露量の単位については、表記の統一を検討します。</p>
----------	---	--

<p>3</p>	<p>野生ハナバチ評価において、「成虫の単回接触毒性が 11 μg/bee 以上であること、成虫の単回接触毒性以外の毒性値が超値であることから、1 巡目の再評価においてはリスク評価の対象としないことと整理された。」とありますが、この記載では、成虫の単回接触毒性が仮に 12 μg/bee であったとしても接触の評価について対象外とするように読めます。「成虫の単回接触毒性が 11 μg/bee 以上であること、全ての毒性試験の毒性値が超値であることから、1 巡目の再評価においてはリスク評価の対象としないことと整理された。」が適切ではないでしょうか。</p> <p>また、「本剤は昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性が 11 μg/bee 以上であることから、1 巡目の再評価の対象外とする。」も同様で、この記載では、接触毒性のみで判断したように見えますが、接触試験や経口毒性試験等が超値でない場合には評価すると思いますので、不適切な表現と思われます。</p>	<p>野生ハナバチ類の評価に用いる毒性試験は、農林水産省の農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会で審議されたセイヨウミツバチの毒性試験を用いることとしています。セイヨウミツバチの評価では、成虫単回接触毒性試験以外の試験が既に実施され、海外の評価機関へ提出されている場合、①昆虫成長制御剤に該当しないこと、②成虫の単回接触毒性試験の毒性値が 11 μg/bee 以上であること、③成虫単回接触毒性試験以外の毒性値が確定されておらず超値となっていることの全てを満たす場合、再評価スキームの 1 巡目では再評価の対象としないこととされています。したがって、当該記載に誤りはないと考えますが、いただいた御意見につきましては農林水産省へ情報提供いたします。</p> <p>後半部分の御意見に関する記載については、「単回接触毒性試験以外の毒性値が超値であること」を追記します。</p>
----------	--	--

<p>4</p>	<p>個々の成分だけ見れば計算上は薄くなって問題なきように見えますが、600種類以上の農薬成分が認められている日本で、もし、600種類の成分がドバッと来たら、「確実に死ぬな」と思ってしまう。</p> <p>少なくとも、微生物にとってみれば、薄まっても悪影響は避けられないはずで、今回の3種は殺虫、殺菌剤ですから、その作用機序を見ていけば、微生物や菌は悪影響を間違いなく受けるでしょう。それが巡り巡ってヒトに影響を与えるであろうことは想像つきます。</p>	<p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>複数農薬へのばく露による環境影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものはないと承知しており、現時点では評価は困難であると考えております。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p>
----------	---	--